

「岸和田市市民活動サポートセンター運営業務委託公募型プロポーザル」に関する質問と回答

	質問	回答
1	<p>業務期間について、令和6年度以降は、毎年プロポーザルを行うのでしょうか。</p> <p>委託金額も毎年度変更ありますでしょうか。</p>	<p>令和6年度の契約については、改めて企画提案書の提出を求め、内容を審査するとともに、令和5年度の実績、中間支援組織としての経験、ノウハウ、専門性、センター利用者への継続的な支援の必要性を考慮した上で、市民活動支援の更なる促進が見込まれると総合的に判断した場合には、引き続き契約を締結します。令和7年度及び令和8年度の契約についても同様の取り扱いです。</p> <p>委託金額については、事業の企画内容や予算措置の状況によって、変更する場合があります。</p>